

緑豊かな地域環境づくりをめざして

～緑豊かな地域環境の形成に関する条例～

中播磨地域



令和 5 年 1 月

兵 庫 県

緑豊かな地域環境づくりをめざして

中播磨地域における緑豊かな地域環境づくり

中播磨地域は播磨の国の中北端にあたり、古くから但馬との交流の歴史があり、農林業を主としながらも比較的早くから都市的な活動が盛んになっていました。また、環境的には人工林や里山林など緑豊かな森林が広がり、清流が涵養され、水と山の恵みが人々の暮らしを支えてきました。

こうした中山間地域では、人口減少、少子高齢化に伴い集落等の活動の低下、農林業の担い手不足等が生じ、地域づくり、地域経営の観点から問題となっています。また、工場や別荘、レクリエーションなど新たな開発は雇用の創出などに寄与しているものの、そのすべてが地域環境の魅力向上につながっているとはいえない状況にあり、改めて地域づくりのあり方が問われています。

兵庫県では、中播磨地域を「緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）」に基づく緑豊かな環境形成地域に指定し、森や川、歴史・文化資源などを将来にわたって保全しながら、その恵みを生かして地域の活性化を図り、中播磨地域らしい緑豊かな地域づくりを、地域の方々の参画のもとで進めています。

中播磨地域における地域環境イメージ

中播磨地域では、笠形山、雪彦山、砥峰高原、峰山高原など、地域の風景の骨格となる山並みや高原が織りなす風景が展望でき、その中に農地や河川、集落が調和した広がりのある田園景観が形成されています。

また、美しい市川、夢前川などの河川や川沿いの桜並木などが田園景観のアクセントとなり、その奥には山並み、高低差のある農地、集落、家並みが調和した奥行きのある景観が形成されています。

こうした豊かな環境、魅力的なふるさと景観、自然の恵みが、様々な人の共感を呼ぶとともに、地域への愛着を源とする多様な交流を育み、地域の活力を高めています。

これらの特徴ある緑豊かな地域環境を守り、後世に伝えていくための取組が必要です。

緑豊かな環境を活用したレクリエーション施設



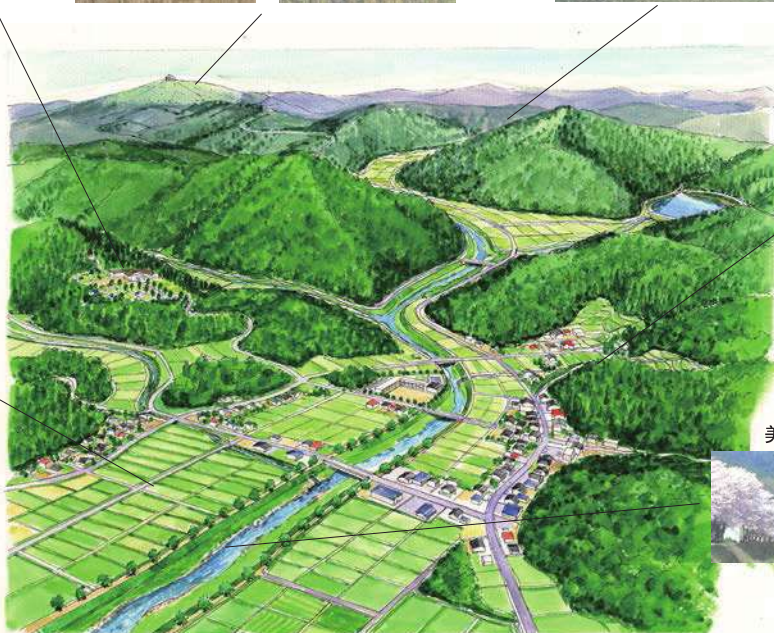
広く空や山並みを一望できる高原



笠形山、雪彦山など風景の骨格となる山並み



山々に抱かれ、農地や河川、集落が調和した広がりのある田園景観



生活と密接に結びついた里山



美しい河川の流れと桜並木



緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）

緑条例とは、緑を軸とし、広域的な見地から土地利用を考えながら、自然と調和した地域環境の形成を図ろうとする条例です。

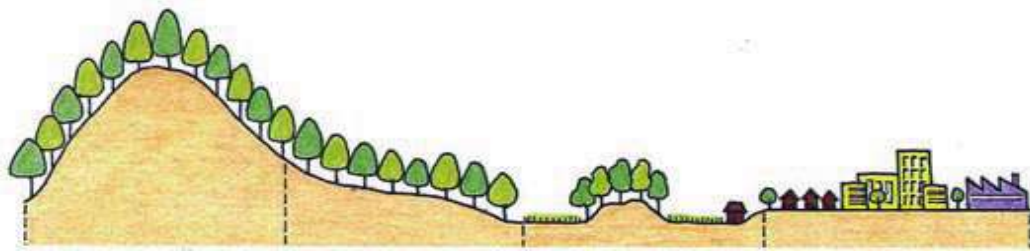
地域性豊かな土地利用の誘導

地域の状況や特性に応じて定められた「地域環境形成基本方針」に基づいて、中播磨地域らしい土地利用の誘導を図ります。

環境形成区域と開発行為の協議の制度

中播磨地域を、地域の成り立ちや特性から以下の5つの環境形成区域に区分し、それぞれの場所にふさわしい土地利用及び環境形成を誘導していくための基準（許可基準又は地域環境形成基準）を定めています。

それぞれの環境形成区域の特性に応じて、開発行為を行うときには協議や届出が必要となっています。また、協議をした場合は、開発事業者と県や市が「環境形成協定」を締結し、お互いが協力して緑豊かな地域環境の形成に努めていきます。



森と高原の区域	森を生かす区域	田園の区域	まちの区域	自然と人の交流の区域
許可	協議・協定		届出	協議・協定

住民主体のまちづくりの制度（計画整備地区制度）

緑豊かな景観は、そこに住んでいる人々が暮らしの中で受け継いできた努力のたまものです。それを守り育てていくということは、里づくり等の活動に取り組みながら、まちの将来の姿をみんなで作っていくことでもあり、地域づくりそのものであるといえます。

そのため、今後は、開発事業者だけではなく、住民自らもこれらの景観を守り、育てていく地域づくりを推進していくことが重要であり、これを担保するしくみとして計画整備地区制度があります。

計画整備地区制度について

緑条例には、住民が主体となって、自分たちで自分たちの地区のルールづくりを行う制度（計画整備地区制度）があります。集落などの一定のまとまりのある地区において、住民の皆さんが話し合い、自分たちのまちのルール（整備計画）を決めることができる制度です。整備計画は地区独自の「詳細なルール」と言えます。整備計画を策定し、知事の認定を受けることで、整備計画（詳細なルール）に沿ったまちづくりを行うことができます。

なお、計画整備地区内では開発行為だけではなく、建築物の建築の際にも届出が必要となります。

地域環境形成基本方針

緑豊かな地域環境形成に向けて、めざすべき地域環境のイメージや推進の方向性を地域環境形成基本方針として決めました。

地域づくりの基本方向

- ①アメニティアップ（自然豊かな居住環境、地域環境づくり）
- ②美しく元気な集落づくり（自然保全と都市農村交流）
- ③交流による地域づくり（都市農村交流、滞在型観光）

地域環境イメージ

「都市近郊の『アメニティ』あふれる生活環境と『美しく元気』な集落環境の形成」



地域環境形成の基本方向

- ①森、高原、田園を基調とした地域環境づくり
- ②自律による地域環境づくり
- ③交流による地域環境づくり
- ④魅力ある地域環境づくり

環境形成区域の区分

中播磨地域を次の5つの環境形成区域に区分し、それぞれの場所にふさわしい地域環境を形成していくために、開発行為を行う際の基準（許可基準又は地域環境形成基準）を設定しています。

森と高原の区域 (1号区域)

地域の骨格となるスカイラインを形成する山、大規模な山体を有する山、地域のランドマークとなり人々に親しまれている山など、風景形成の観点から特に重要な山地森林及びこれに取り巻かれた高原からなる区域です。
森林及び高原としての土地利用を通じて形成される緑豊かな環境の保全を図っていきます。



森を生かす区域 (2号区域)

山地森林の山すそで、比較的傾斜が緩やかなまとまりのある現況森林の区域です。
森林としての土地利用を通じて森林が持つ経済的機能及び公益的機能の発揮を図るとともに、レクリエーションや交流など自然とのふれあいの場となるよう整備誘導を図ります。



田園の区域 (3号区域)

現況の農地を主体とする区域で、集落やため池、河川などを含む区域です。
農業の営みを通じて農地が持つ多面的な機能の発揮を図り、農地、樹林地、集落等が調和した地域環境の形成を図るとともに、地域環境に調和した開発を誘導し、地域の活性化を進めます。



まちの区域 (4号区域)

既成市街地の区域と、計画的に市街地整備を図る区域です。
開発を誘導して都市的機能の充実と良好な市街地環境の形成を図っていきます。



自然と人の交流の区域 (2項区域)

地域資源を活用した都市と農村の交流の拠点となっている区域です。
周辺土地利用との調和に配慮しつつ自然、農林業等の体験施設、滞在施設などの整備誘導を図ります。



地域環境形成基準

区域区分ごとの地域環境形成基準は以下の通りです。

	森を生かす区域	田園の区域										
森林の保全	<p>開発区域の面積に対して、原則として、次の表に掲げる割合以上の面積の森林が当該開発区域内に保全されること。ただし、良好な地域環境の形成に資すると認められる場合は、新たに造成することとなる森林の面積を含むことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開発区域の面積</th> <th>森林の面積の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.0ha 以上</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>1.0ha 以上 5.0ha 未満</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>1.0ha 未満</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>	開発区域の面積	森林の面積の割合	5.0ha 以上	50%	1.0ha 以上 5.0ha 未満	40%	1.0ha 未満	30%			
開発区域の面積	森林の面積の割合											
5.0ha 以上	50%											
1.0ha 以上 5.0ha 未満	40%											
1.0ha 未満	30%											
緑地の確保		<p>次に掲げる緑地が開発区域内に確保されること。</p> <p>(1) 開発区域の面積（開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあっては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、原則として、20パーセント以上の面積の緑地</p> <p>(2) 屋外運動競技場及び周辺からみて景観上支障がない箇所を除き、開発区域の境界に沿って、原則として、次の表に掲げる幅員以上の緑地（予定建築物等に応じた相当の緑量を有する樹木が適切に配置されるなど周辺からみて景観上有効な措置が講じられる場合又は予定建築物等の形態及び意匠が周辺の景観と調和すると認められる場合は、この限りでない。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開発区域の面積</th> <th>周辺緑地帯の幅員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.0ha 以上</td> <td>5メートル</td> </tr> <tr> <td>1.0ha 以上 5.0ha 未満</td> <td>4メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ha 以上 1.0ha 未満</td> <td>3メートル</td> </tr> <tr> <td>0.3ha 未満</td> <td>2メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 大規模な宅地にあつては、主要な眺望点からみてまとまりのある中木又は高木が適切な箇所に配置されること。</p>	開発区域の面積	周辺緑地帯の幅員	5.0ha 以上	5メートル	1.0ha 以上 5.0ha 未満	4メートル	0.3ha 以上 1.0ha 未満	3メートル	0.3ha 未満	2メートル
開発区域の面積	周辺緑地帯の幅員											
5.0ha 以上	5メートル											
1.0ha 以上 5.0ha 未満	4メートル											
0.3ha 以上 1.0ha 未満	3メートル											
0.3ha 未満	2メートル											
地形、植生の保全	<p>開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の地形、森林等が保全されること。ただし、その変化が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所</p> <p>(2) 連続した稜線のうち、周辺から展望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所</p> <p>(3) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所</p>	<p>開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあっては、当該箇所の樹木等が保全されること。ただし、その変化が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 良好な地域環境を形成している樹林</p> <p>(2) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所</p> <p>(3) 地域に親しまれている樹木が存する箇所</p>										
貴重な植生、既存樹林地の保全												
森林等の維持管理	<p>開発区域内に保全された森林等は、適切に維持管理されること。</p>	<p>開発区域内に保全又は確保された緑地等は、適切に維持管理されること。</p>										
森林と建築物	<p>開発区域内の森林と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう樹木が適切に配置されること。</p> <p>(2) 大規模な予定建築物等にあつては、主要な道路、集落等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置されること。</p> <p>(3) 宅地分譲に係る開発行為にあつては、建築後、森林景観と調和するよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。</p>											
建築物と緑地		<p>開発区域内の緑地又は樹木と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう緑地又は樹木が適切に配置されること。</p> <p>(2) 大規模な予定建築物等にあつては、主要な道路、集落等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置されること。</p> <p>(3) 宅地分譲に係る開発行為にあつては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。</p>										
道路沿い河川沿いの植栽	<p>開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。</p> <p>(1) 主要な道路の沿道</p> <p>(2) 河川と開発区域との境界部</p>	<p>開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。</p> <p>(1) 主要な道路の沿道</p> <p>(2) 河川と開発区域との境界部</p>										
緑地植栽の質	<p>開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されること。</p>	<p>開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されること。</p>										
土地の造成	<p>開発行為によって大規模な地形の変化が生じないよう、また、周辺の景観と調和するよう土地造成が適切に計画されること。</p>	<p>開発区域が優れた景観を形成している棚田等に隣接する場合にあっては、周辺の景観と調和するよう土地造成が適切に計画されること。</p>										
擁壁等の緑化修景	<p>擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。</p> <p>(2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。</p>	<p>擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあっては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。</p> <p>(2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあっては、その周囲等適切な箇所に樹木等が配置されること。</p>										
のり法面の緑化	<p>開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のものにあっては、原則として、適切な手法で樹木を配置した緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない箇所は、この限りでない。</p>	<p>開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のものにあっては、原則として、適切な手法で樹木を配置した緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない箇所は、この限りでない。</p>										
建築物の形態意匠等	<p>予定建築物等にあつては、地形を生かして建築物を分棟することなどにより、主要な道路、集落等からみて開発区域周辺の森林から著しく突出しないようその配置、規模及び高さが適切に定められること。</p>	<p>大規模な予定建築物等にあつては、開発区域周辺の樹林等から著しく突出しないようその配置、規模及び高さが適切に定められること。</p>										

※森と高原の区域の許可基準については、県または市町の担当課へご相談ください。

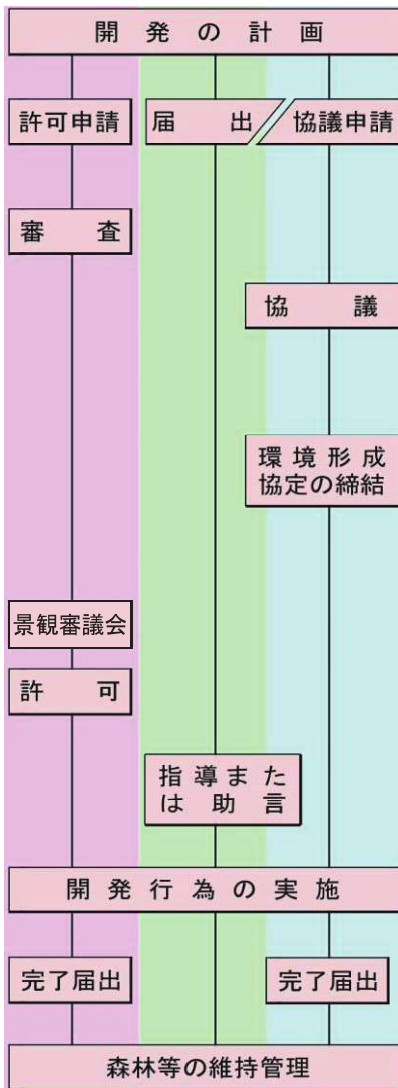
	まちの区域	自然と人の交流の区域
森林の保全		
緑地の確保	開発区域の面積（開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあつては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、10パーセント以上の面積の緑地が当該開発区域内に確保されるよう努めること。ただし、開発区域の面積が0.3ヘクタール未満の場合で、樹木が適切な箇所に配置される場合は、この限りでない。	開発区域の面積（開発区域内に屋外運動競技場がある場合にあつては、開発区域の面積から屋外運動競技場の面積を控除することができる。）に対して、原則として、30パーセント以上の面積の緑地が当該開発区域内に確保されること。
地形、植生の保全	開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあつては、当該箇所の樹木等が保全されるよう努めること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。 (1) 良好な地域環境を形成している樹林 (2) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所 (3) 地域に親しまれている樹木が存する箇所	開発区域内に次に掲げる箇所が含まれる場合にあつては、当該箇所の地形、森林、樹木等が保全されること。ただし、その改変が軽微で景観の形成に支障がない場合は、この限りでない。 (1) 独立峰の頂部、平野部又は水面に対して突出した尾根筋の突端部等視覚的に明確な地形を有するもののうち、優れた景観の構成要素となっている箇所 (2) 連続した稜線のうち、周辺から展望した場合に当該山系の輪郭線を構成している箇所 (3) 優れた樹容を有する樹木及び貴重な植生が存する箇所 (4) 開発区域の境界部にある樹林
貴重な植生、既存樹林地の保全		
森林等の維持管理	開発区域内に保全又は確保された緑地等は、適切に維持管理されるよう努めること。	開発区域内に保全又は確保された森林、緑地等は、適切に維持管理されること。
森林と建築物		
建築物と緑地	開発区域内の緑地又は樹木と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう緑地又は樹木の適切な配置に努めること。 (2) 宅地分譲に係る開発行為にあつては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状の適切な計画に努めること。	開発区域内の緑地又は樹木と予定建築物等は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 予定建築物等と調和した景観を形成するよう緑地又は樹木が適切に配置されること。 (2) 大規模な予定建築物等にあつては、主要な道路、集落等からみて相当の緑量を有する樹木がその前面に配置されること。 (3) 宅地分譲に係る開発行為にあつては、建築後、一定の緑地が宅地内に確保されるよう宅地の規模及び形状が適切に計画されること。
道路沿い河川沿いの植栽	開発区域内の次に掲げる箇所には、景観の形成に有効な樹木が配置されるよう努めること。 (1) 主要な道路の沿道 (2) 河川と開発区域との境界部	開発区域内の次に掲げる箇所には、原則として、景観の形成に有効な樹木が配置されること。 (1) 主要な道路の沿道 (2) 河川と開発区域との境界部
緑地植栽の質		開発区域内に樹木等を植栽する場合は、原則として、地域に適合した多様な在来種が選定されること。
土地の造成		開発行為によって大規模な地形の改変が生じないよう、また、周辺の景観と調和するよう土地造成が適切に計画されること。
擁壁等の緑化修景	擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物で、かつ、周辺から容易に望見し得るものにあつては、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景に努めること。 (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあつては、その周囲等適切な箇所に樹木等を配置するよう努めること。	擁壁等の緑化修景は、次に掲げるところによるものとする。 (1) 開発行為によって生じることとなる擁壁、排水施設等の工作物にあつては、原則として、周辺の景観と調和した仕上げ、樹木等による緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない工作物で景観の形成に支障がないものは、この限りでない。 (2) 駐車場、屋外運動競技場等広い平面を生じる予定施設にあつては、その周囲等適切な箇所に樹木等を配置されること。
法面の緑化	開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のもので、かつ、周辺から容易に望見し得るものにあつては、適切な方法で樹木を配置した緑化修景に努めること。	開発行為によって生じることとなる法面のうち、その傾斜度が15度以上のものにあつては、原則として、適切な手法で樹木を配置した緑化修景が行われること。ただし、周辺から望見し得ない法面で景観の形成に支障がない箇所は、この限りでない。
建築物の形態意匠等		予定建築物等にあつては、主要な道路、集落等からみて開発区域周辺の樹林等から著しく突出しないよう、また、森と高原の区域への展望を著しく妨げることのないようその配置、規模及び高さが適切に定められること。

手続の流れ

許可申請・協議申請・届出の手続について

開発行為の手続の概要は次のとおりです。

(■ 許可 ・ ● 届出 ・ ● 協議申請 ・ ■ 許可/協議申請 ・ ■ 共通)



■ 県民センターや市役所又は町役場と十分相談して開発の計画を作ってください。

■ 許可申請書、協議書、届出書は市役所又は町役場へ提出してください。
許可に係る案件又は開発区域の面積が3,000㎡以上のものは、市役所又は町役場から県民センターへ送付します。

■ 許可に係る案件の審査は、県民センターで行います。

● 協議や指導・助言は、開発区域の面積に応じて、次のところで行います。

- (3,000㎡未満 — 市役所又は町役場
- (3,000㎡以上 — 県民センター

● 開発行為の内容について、地域環境形成基準を基に協議します。

(計画整備地区の場合は、整備計画の内容が基準となります。)

● 協議の後、次のような項目などについて協定を締結します。

- 森林の保全や緑地の確保など開発行為の内容
- 開発行為に関する工事が完了した場合の手続
- 協定の有効期間
- 協定に違反した場合の措置 など

■ 許可に係る案件については、審査の後、景観審議会に諮られます。

■ 許可の場合は、許可通知書を交付します。

不許可の場合は、個別に不許可理由を記載した通知書を作成します。

● 開発行為の届出内容が地域環境形成基準に適合しないと認められるときは、適切な措置を講ずるよう指導又は助言します。

■ この条例以外に必要な許認可等を得てから開発の工事に着手してください。

また、届出の場合は、受理後に工事に着手してください。

■ 完了届出書を市役所又は町役場に提出していただきます。

■ 開発行為が完了した後は、森林、緑地等の維持管理に努めてください。

許可申請・協議申請・届出等に必要の図書

許可申請、協議申請、届出は、許可申請書、開発行為協議書または開発行為届出書に次の書類を添えて、原則として正本1部、副本2部、あわせて3部を提出してください。

図書の種類	明示すべき事項
1 設計説明書	(1) 事業の目的 (2) 環境形成区域の名称 (3) 土地の現況 (4) 土地利用計画 (5) 現況地形 (6) 造成計画(切土及び盛土) (7) 設計に当たって配慮した周辺の主要な展望箇所 (8) 森林及び緑地の配置方針 (9) 予定建築物等の配置方針 (10) 造成法面の緑化修景方針 (11) 擁壁等の緑化修景方針 (12) その他の緑化修景方針
2 位置図	(1) 開発区域の位置 (2) 周辺の土地利用及び地形の状況 (3) 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (縮尺 1/10,000 以上)
3 現況図	(1) 開発区域の境界 (2) 地形及び土地利用の状況 (3) 現況森林の存する部分及びその主な樹種 (4) 現況植生の状況 (縮尺 1/2,500 以上)
4 土地利用計画図	(1) 開発区域の境界 (2) 予定建築物等の敷地の形状及び規模 (3) 敷地に係る予定建築物等の用途、配置及び高さ (4) 公共公益施設の位置及び形状 (5) 開発区域内に保全される森林及び緑地並びに新たに設けられる森林及び緑地の位置、形状及び面積 (6) 新たに設けられる森林、緑地その他の土地に係る植栽計画(植栽計画には、植栽樹種、植栽密度等を明示すること。) (縮尺 1/1,000 以上)
5 現況カラー写真	開発区域及びその周辺の状況 (近景及び遠景の写真を添付すること。)

※許可申請には、上記の図書に加え、造成計画平面図・断面図、土地の登記事項証明書、地籍図、土地所有者等の同意書が必要です。

（目的）

第1条 この条例は、適正な土地利用の推進、森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成を図ることにより、緑豊かな地域環境を形成し、もって自然的環境と調和した潤いのある地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

- 第2条 この条例において「建築物」とは建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物を、「建築」とは同条第13号に規定する建築をいう。
- 2 この条例において「特定工作物」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する特定工作物をいう。
- 3 この条例において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- 4 この条例において「森林」とは、樹木又は竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある樹木又は竹並びに樹木又は竹の集団的な生育に供される土地をいう。
- 5 この条例において「緑地」とは、樹木、竹又は芝その他の地被植物の生育している土地及び樹木、竹又は芝その他の地被植物の生育に供される土地のうち、森林以外の土地をいう。
- 6 この条例において「公共施設」とは、道路、公園その他規則で定める公共の用に供する施設をいう。

（県の責務）

第3条 県は、緑豊かな地域環境の形成に関する基本的かつ総合的施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する緑豊かな地域環境の形成に関する施策を援助し、かつ、その総合調整を図るものとする。

（市町の責務）

第4条 市町は、地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する緑豊かな地域環境の形成に関する施策に協力するものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、自ら進んで森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成に努めるとともに、県及び市町が実施する緑豊かな地域環境の形成に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する緑豊かな地域環境の形成に関する施策に協力しなければならない。

（開発行為の許可）

第16条 環境形成区域（第9条第1項第1号に掲げる区域に限る。）内において、開発行為をしようとする者は、あらか

じめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- (1) 規則で定める規模未満の開発行為
- (2) 自己の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
- (4) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

（協議）

第24条 環境形成区域（第9条第1項第1号及び第4号に掲げる区域を除く。）内において、開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該開発行為の内容について知事に協議しなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- (1) 規則で定める規模未満の開発行為
 - (2) 自己の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
 - (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
 - (4) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- 2 知事は、前項の規定による協議があったときは、当該協議に係る開発行為の内容が、地域環境形成基準と同等以上の内容となるよう求めるものとする。

（環境形成協定）

第25条 知事と前条第1項の規定による協議をした者は、当該協議が成立したときは、当該協議に係る開発行為について緑豊かな地域環境の形成に関する協定（以下「環境形成協定」という。）を締結するものとする。

2 環境形成協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境形成協定の目的となる開発行為
- (2) 緑豊かな地域環境の形成に関する事項
- (3) 開発行為に関する工事が完了した場合の手続
- (4) 環境形成協定の有効期間
- (5) 環境形成協定に違反した場合の措置
- (6) その他必要な事項

（開発行為の届出）

第27条 環境形成区域（第9条第1項第1号に掲げる区域を除く。）内において、開発行為をしようとする者（当該開発行為について環境形成協定を締結した者を除く。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該開発行為の内容を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。

- (1) 規則で定める規模未満の開発行為
- (2) 自己の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う開発行為
- (4) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

申請様式は以下の兵庫県ホームページからダウンロードできます。申請の種類により様式が異なりますので、事前に中播磨県民センター、市役所又は町役場にご確認ください。 [兵庫県 緑条例](#) [検索](#)

【兵庫県／緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）】ページ内の下欄 [関連リンク](#)【緑条例に基づく申請書等のダウンロードサービス（外部サイトヘルク）】をクリックし、【兵庫県電子申請・様式提供（申請書等ダウンロード）】から入手願います。

お問い合わせ先

- 兵庫県まちづくり部都市政策課 TEL 078(362)3642
- 中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1・2課 TEL 079(281)9567
- 姫路市都市局まちづくり推進部まちづくり指導課 TEL 079(221)2540
- 市川町企画政策課 TEL 0790(26)1010
- 福崎町まちづくり課 TEL 0790(22)0560
- 神河町ひと・まち・みらい課 TEL 0790(34)0002

